



笠間市告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により笠間都市計画 地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成31年3月29日

笠間市長 山口 伸樹



1 都市計画の種類

地区計画（岩間駅北東部地区）

2 都市計画を決定する土地の区域

笠間市大字下郷字向山、字正岸、字仲窪、字仲久保の全部

笠間市大字下郷字白旗、字下畑、字川向、字町新田、字向原、字芝山、
字小谷原、字南房の各一部

3 縦覧場所

笠間市役所 都市建設部 都市計画課

笠間都市計画地区計画の決定（笠間市決定）

都市計画岩間駅北東部地区地区計画を次のように決定する。

名 称	岩間駅北東部地区地区計画			
位 置	笠間市大字下郷字向山，字正岸，字仲窪，字仲久保の全部 笠間市大字下郷字白旗，字下畑，字川向，字町新田，字向原 字芝山，字小谷原，字南房の各一部			
面 積	約 69.7 h a			
地区計画の目標	<p>本地区は，笠間市の南部に位置し，市都市計画マスタープランにおいて，自然を身近に感じるゆとりある生活空間の創出に向けて，用途地域内の都市基盤の充実や都市機能の集積を図ることが位置づけられている。</p> <p>本地区においては，都市計画道路の廃止に伴い，地域の骨格となる道路網の形成が必要となっているため，計画的な区画道路の整備を行い，市街地の適正かつ合理的な土地利用を図り，周辺環境と調和した良好な住宅地を形成することを地区計画の目標とする。</p>			
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区にふさわしい良好な市街地の形成を図るため，主要地方道水戸岩間線の沿道には，商業・業務施設等の立地が可能とし，その他の地域は，原則的に低層な住宅地としてふさわしい土地利用を促進する。		
	建築物の整備の方針	用途地域による建築物の用途制限に基づき，建築物の規制誘導を行う。		
	地区施設の整備方針	<p>幹線区画道路は，本地区の住環境，利便性，安全性の向上を図るため計画的に配置する。</p> <p>区画道路 1 号線は，既存道路の拡幅等により 5.5m として，効果的な整備に努めるものとする。</p> <p>区画道路 2 号線は，住環境を保全するため，現状の幅員とする。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	幹線区画道路	幅員 11.0m	延長 1,170m
		区画道路 1 号線	幅員 5.5m	延長 910m
		区画道路 2 号線	幅員約 5.0m～約 6.0m	延長 810m

「区域は，計画図表示のとおり」

理 由

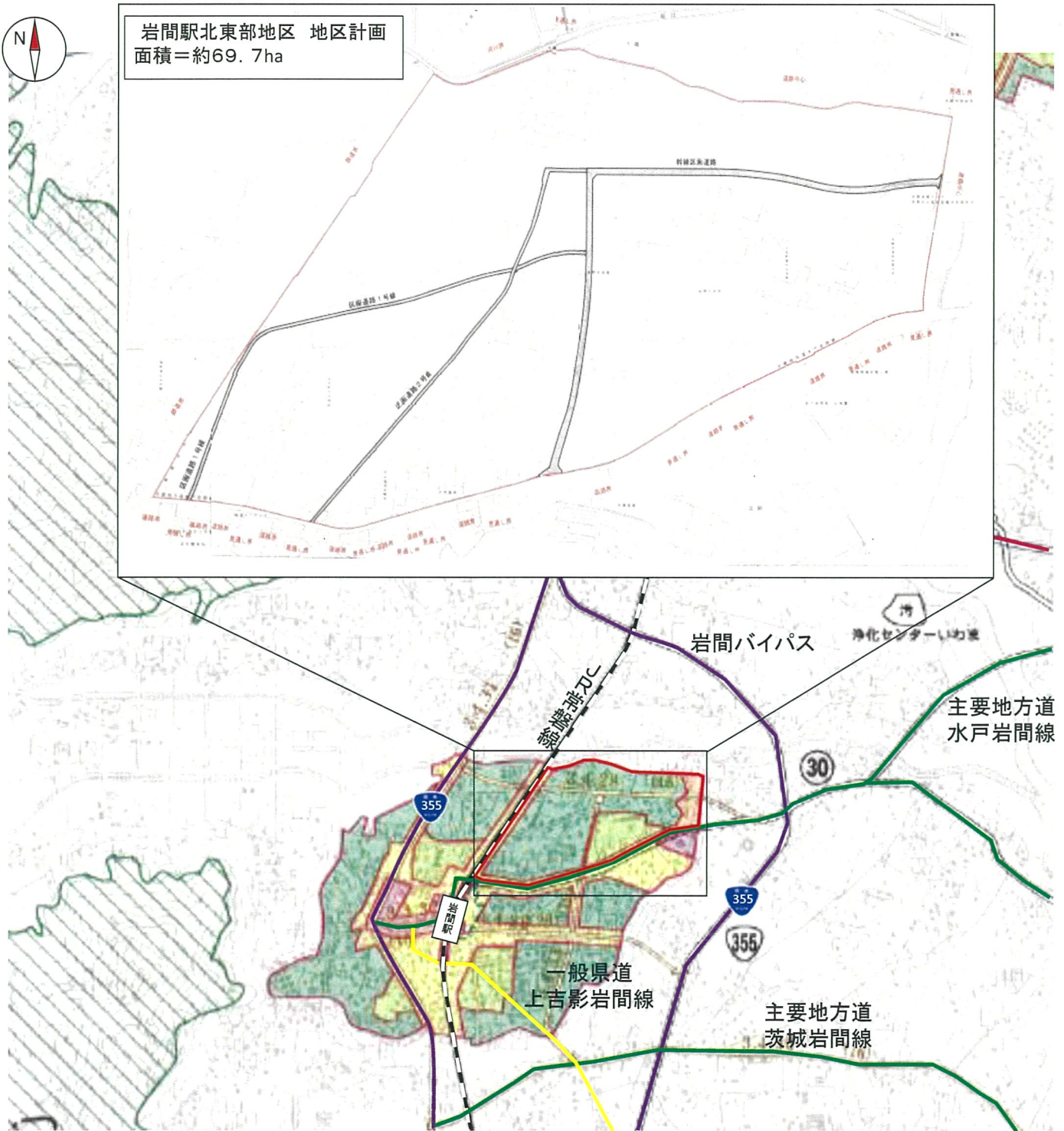
計画的な区画道路の整備を行い，市街地の適正かつ合理的な土地利用を図ることにより，周辺環境と調和した良好な住宅地を形成するため，地区計画を決定する。

笠間都市計画 地区計画の決定（笠間市決定）

位置図



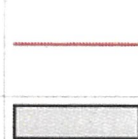
岩間駅北東部地区 地区計画
面積＝約69.7ha



凡 例

地区計画区域及び
地区整備計画区域

地区施設（道路）



【決定理由】

計画的な区画道路の整備を行い、市街地の適正かつ合理的な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した良好な住宅地を形成するため、地区計画を決定する。